

賃金控除に関する労使協定書

〇〇株式会社（以下「会社」という。）と会社の従業員代表〇〇〇〇は、労働基準法第24条第1項ただし書に基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

（控除の対象）

第1条 会社は毎月〇日の賃金支払の際、及び賃金規程第〇条の定めによる賞与支払の際、法令等に定めるもののほか、次に掲げるものを控除して支払うことができる。

- (1) 社宅家賃
- (2) 互助会会費
- (3) 会社立替金又は社内貸付制度による返済金及び利息
- (4) 旅行積立金
- (5) 会社施設の利用代金
- (6) 財形制度等の積立金

2 前項の法令等に定めるものとは、次のものをいう。

- (1) 所得税、地方税の源泉徴収分、雇用・社会保険料の本人負担分
- (2) 遅刻、欠勤等に伴う控除
- (3) 前月分の過払い賃金の精算分
- (4) 就業規則第〇条の減給

（控除の時期）

第2条 前条第1項の控除は、毎月〇日の賃金支払の際に行うことを原則とするが、従業員の希望により賞与支払の際に行うことができる。また、前条第1項各号について未払金を残したまま従業員が死亡又は退職したときは、退職金支払の際、それぞれ控除することができる。

（協議事項）

第3条 本協定に基づく賃金控除の取扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとし、満了日の1か月前までに協定当事者のいずれからも申出がないときは、同一条件をもって1年まで更新するものとする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ協定当事者が各々1通ずつ所持する。

令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社 従業員代表 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇